

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）丸亀南部地区）計画を平成30年6月4日定めた。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成30年6月13日から同年7月3日まで縦覧に供する。

平成30年6月8日

香川県知事 浜 田 恵 造